

参考資料2

人材育成分科会運営規則

令和8年1月26日
人材育成分科会長決定

「人材育成分科会の開催について」（令和8年1月22日日本成長戦略会議議長決定）
第4項の規定に基づき、人材育成分科会運営規則を次のように定める。

（総則）

第1条 人材育成分科会（以下「分科会」という。）の議事の手続その他分科会の運営
に関し必要な事項は、「人材育成分科会の開催について」に規定するもののほか、こ
の規則に定めるところによる。

（会議の公開）

第2条 分科会は、原則として公開とする。ただし、分科会長が非公開とすることが
適当と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

（議事録等の公開）

第3条 分科会長は、議事の経過について、分科会に出席した委員等の確認を得て議事
録を作成するものとする。

2 分科会における議事録及び配布資料は、原則としてホームページへの掲載等により
公開する。ただし、分科会長が非公開とすることが適当と認める場合には、その一部
又は全部を非公開とすることができる。

（雑則）

第4条 この規則に定めるもののほか、分科会の議事の手続きその他分科会の運営に関
し必要な事項は、事務局が分科会に諮って定める。